

第3章 搭乗不可旅客

第1節 総則

第1条 総則

第1項 定義

本規程において「搭乗不可旅客」とは、航空機への搭乗を断る対象者のことをいう。

第2項 制定の目的

本規程は、次を目的として制定する。

- ・ 運航の安全確保のため。
- ・ 法令または官公署の要求に従うため。
- ・ 旅客自身の安全確保のため。
- ・ 他の旅客への迷惑防止のため。

第3項 制定の根拠

本規程は、次を根拠として制定する。

- ・ 航空法
- ・ 国内旅客運送約款
- ・ 麻薬および向精神薬取締法
- ・ 麻薬および向精神薬取締法施行規則
- ・ 覚醒剤取締法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 児童福祉法
- ・ 母子保健法
- ・ 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
- ・ 軽犯罪法

第4項 運送引き受けの可否基準

旅客が本章に定める搭乗不可旅客に該当し、かつ例外として認めるに当たつての条件に満たない場合は、運送引き受けを拒否することとする。搭乗手続き後に発覚した場合においても、同様とする。

なお、運送引き受けを拒否する場合には、搭乗不可旅客に該当することが、具体的な判断材料となる客観的かつ直接的な理由により明らかであることを必要とする。旅客デスクコントローラーは、当該旅客の身体的、精神的状態の正確な把握に努め、先入観や推測のみで判断しないよう十分に注意するとともに、運航の安全確保、機内秩序の維持、他旅客への迷惑防止、当該旅客自身の安全確保、社会的常識等を十分に考慮した上で、状況を基地長（代行者；SC または STC）へ報告する。

※基地長（代行者；SC または STC）への報告は、当該旅客が搭乗手続きを完了しているか否かに関わらず、発覚後直ちに行事とする。旅客デスクコントローラーは、基地長（代行者；SC または STC）の指示に基づき、運送引き受けの可否

の対応を実施しなければならぬ。

保安規程

第5項 対応

(1) 搭乗不可旅客発見時

搭乗不可の恐れがある旅客を発見した係員は、直ちに旅客デスクコントローラーに報告する。
報告を受けた旅客デスクコントローラーは、当該旅客の状態が運送引受けの基準に適合しているか否か、状況を基地長（代行者：SCまたはSTC）へ報告する。

基地長（代行者：SCまたはSTC）により運送不可と判断された場合、旅客デスクコントローラーは、基地長（代行者：SCまたはSTC）の指示に基づき、次の措置を実施する。

- ・ 搭乗手続きの取り消しを行う。
- ・ 降機要請に応じない場合は、機内から強制退去させる。
- ・ 当社指示に従わない場合は、必要に応じ空港警察等の協力を求める。
- ・ その他必要と思われる措置を講じる。

いずれの場合も、当該旅客に対しては毅然とした態度で接するとともに、当該旅客、当該旅客の同行者、保護者もしくは付き添い者等に対して運送の引き受け拒否の理由および運送引き受けの為の条件等を明確に説明するなど、誠意ある対応を心がける。例外として搭乗を認めた旅客についてはフリーイングシートに記載するなど、関係部署へ連絡すること。

(2) 運送引受の可否判断が困難である場合

運送引受の可否判断が困難である場合、旅客デスクコントローラーは、基地長（代行者：SCまたはSTC）の指示に基づき、次のいずれかの対応を行う。

- ・ 会社の指定する、専門知識を有する者に対し、航空機による輸送が可能である物品であるか否かを確認する。
- ・ 専門医若しくはそれに準ずる知識を有する者からの情報提供あるいは証明により、航空機への搭乗が可能であるか否かを確認する。但し、航空機への搭乗が可能であると確認された場合においても、基地長（代行者：SCまたはSTC）が必要であると判断した場合は、当該旅客の行動に責任の持てる付添者を求めることができる。

対応の結果、搭乗不可旅客に該当することが確認された場合は、当該旅客の運送引き受けを拒否し、PIRを作成する。なお、搭乗不可旅客に該当しないことが確認された場合であっても、当該旅客についての必要情報はフリーングリストに記載されなければならない。

第6項

権限

ドアクローズ前、旅客デスクコントローラーは、基地長（代行者：SCまたはSTC）の指示に基づき、運送引受けの可否の措置を実施する。

なお、旅客デスクコントローラーは、客観的に目つ正確な情報に基づき、当該便の運航乗務員及び客室乗務員と十分に協議を行う。